

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年1月23日

経理責任者
独立行政法人国立病院機構
近畿グループ
総括長 川谷 良秀

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達件名及び数量
普通乗用自動車又は小型乗用自動車 1台
- (2) 調達物品の特質等
入札説明書及び仕様書による
- (3) 納入期限
平成29年5月31日
- (4) 納入場所
独立行政法人国立病院機構近畿グループ

(5) 入札方法

入札金額は、各社において別紙仕様書に対する見積額の総価（消費税額を含む）を記載すること。交渉権者の決定は、記載された入札金額に従って行うものとする。なお、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者を交渉権者とし、その者が複数の場合は、最低価格の入札を行った者を第一交渉権者とし、入札金額順に交渉順位を付するものとする。

2 競争参加資格

- (1) 次の①、②又は③のいずれかに該当しない者であること。
 - ① 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下、契約細則という。）第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているのであれば、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - ② 契約細則第6条の規定に該当しない者であること。
 - ③ ②に該当する者を入札代理人として使用する者
- (2) 厚生労働省から、近畿地域における「物品の販売」に係る一般競争参加資格（全省庁統一資格）の認定を受けていること。（会社更生法に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てをした者については、手続き開始の決定後、近畿地域における競争参加資格の再認定を受けていること。）
- (3) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の販売」のA、B、C又はDのいずれかの等級に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 会社更生法に基づき、更新手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てをした者（（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に独立行政法人国立病院機構の理事長又は経理責任者から契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

3 入札の手続き等

- (1) 担当部署
〒540-0006
大阪市中央区法円坂2-1-14
独立行政法人国立病院機構近畿グループ人事担当 経理係
電話 06-4790-8388 内線118
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
期 間 平成29年1月23日(月)～平成29年2月7日(火)
(土曜日、日曜日を除く 9時00分～17時00分)
場 所 (1)の担当部署にて交付する。
※名刺、印鑑を持参のこと。
- (3) 申請書の提出期間及び場所
期 間 平成29年1月23日(月)～平成29年2月7日(火)
(土曜日、日曜日を除く 9時00分～17時00分)
場 所 (1)の担当部署に持参又は郵送(書留郵便に限る)すること。
- (4) 入札書の受領期限及び場所
日 時 平成29年2月10日(金) 10時00分
※郵送の場合は平成29年2月9日(木)17時00分必着とする。
場 所 (1)の担当部署に持参又は郵送(書留郵便に限る)すること。
- (5) 開札の日時及び場所
日 時 平成29年2月10日(金) 10時00分
場 所 独立行政法人国立病院機構近畿グループ会議室

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (3) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 契約交渉権者の決定方法
契約する事項に関する仕様書等に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者を交渉権者とし、交渉権者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとする。ただし、第一順位の交渉権者(以下、「第一交渉権者」という。)の入札した価格について契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある場合においては、次順位の交渉権者をその契約の第一交渉権者とするところがある。
- (5) 契約価額の決定
契約の第一交渉権者が決定したときは、直ちにその者と交渉し、契約価格が決定した場合は、その者を契約の相手方とする。ただし、その交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合には、交渉順位に従い他の交渉権者と交渉を行う。
- (6) 契約書作成の要否
要
- (7) 詳細は入札説明書による。